

基金に属する現金の長期運用について【報告】

《改正点》

大阪府財務諸表作成基準 第32条（附属明細表）に「基金保管状況明細表」を新たに追加する。（※ 追加する明細表については、各会計合算のみ。）

《改正の概要・理由》

- 本府においては、期中の歳計現金に不足が生じるため、大阪府が定めた各基金条例及び「大阪府会計管理者保管金における繰替使用及び繰替運用に関する要領」に基づき、基金等に属する現金を一般会計に繰り替えて運用を行い、年度中の支払資金に充てることにより、金融機関からの一時借入金の回避を行っている。
- また、基金等に属する現金を一般会計に繰り替え運用したうえで、資金に余剰が生じる場合には、その余剰分を一般会計において一元的に管理し、金融商品（預金・債券）で運用している。会計管理者保管金全体で余剰金を管理するので、運用額を大口化することが可能となり、効率的な資金運用を行える仕組みとなっている。
- この仕組みの中で、平成25年度までは期間1年以内の短期運用（預金・債券）を行ってきたが、平成26年度からは地方債等の購入による期間1年を超える長期運用（地方債等の購入）を開始しているところである。
- このため、本府の財務諸表利用者の理解を高める有効な方法として、長期運用された基金に属する現金の保管状況を表す、「基金保管状況明細表」を新たに追加し、公表するものである。
- また、基金に属する現金を一般会計に繰り替えて一元的に長期運用を行う方法によらず、基金の保管形態として、有価証券を保管しているものについても、「基金保管状況明細表」にて公表する。

※日本万国博覧会記念公園基金（旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構により承継した資産を積み立てること等を目的に平成26年度から設置）

《資金の繰替使用及び繰替運用について》

資料 2-2 参照

《改正の方法》

- （案 1）大阪府財務諸表作成基準 新旧対照表・・・・・・・・・・ 資料 2-3 参照
（案 2）様式第18号 基金保管状況明細表・・・・・・・・・・ 資料 2-4 参照

《大阪府財務諸表作成基準》

- （案 3）大阪府財務諸表作成基準・・・・・・・・・・ 資料 2-5 参照

《開始時期》

平成26年度決算